

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

改 正 案

現 行

（金庫の子会社の範囲等）

第四十五条 （略）

2(4) (略)

5 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

1(11) (略)

12 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該会社の発行する社債（法第五十八条第六項第一号イに掲

げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

二 株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ること

ことを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とす

る民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業

（金庫の子会社の範囲等）

第四十五条 （略）

2(4) (略)

5 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

1(11) (略)

12 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ること

ロ 当該会社の発行する社債（法第五十八条第六項第一号イに掲

げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

二 株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ること

ことを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六

十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契

約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契

約を締結すること。

有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十三（三十九）（略）

6
（六）
11
（十一）

（許可申請書のその他の添付書類）

第一百二十二条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一（一）十（十）（略）

（削る）

十一（一）一十三（十三）（略）
（削る）

十一（一）一十四（十四）（略）
十一（一）一十五（十五）（略）
十一（一）一六（十六）（略）

十五 労働金庫代理業に係る業務が定款（これに準ずるもの）を含む。の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録（これに準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面を含む。）

十三（三十九）（略）

6
（六）
11
（十一）

（許可申請書のその他の添付書類）

第一百二十二条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一（一）十（十）（略）

（削る）

十一（一）一十四（十四）（略）
十一（一）一十五（十五）（略）
十一（一）一六（十六）（略）